

令和6年検第611号

起 訴 状

令和6年2月27日

福岡地方裁判所 殿

福岡地方検察庁

検 察 官 検 事

小澤 栄



下記被告事件につき公訴を提起する。

記

国 籍 ベトナム社会主義共和国

住 居

職 業 会社員

勾留中

グエン テイ グエット

2004年 月 日生

公 訴 事 実

被告人は、令和6年2月2日、福岡市博多区
の 方において、自己が出産した男児の死体
をビニール袋に入れて前記 方ごみ箱内に投棄し、もって死体を遺棄したものである。

罪 名 及 び 罰 条

死体遺棄

刑法第190条



冒頭陳述要旨

死体遺棄

被告人 グエン ティ グエット

第1 被告人の身上経歴等

- 1 ベトナム社会主義共和国国籍。本件時、食品製造会社の会社員として稼働。
- 2 独身。本件時、住居地においてベトナム人女性と2人で居住。
- 3 本邦内での前科前歴は不見当。

第2 犯行に至る経緯及び犯行状況等

- 1 被告人は、令和5年7月8日、「技能実習1号口」の在留資格を得て本邦に入国し、前記会社で技能実習生として働き始めた。

被告人は、同年11月頃、同じ職場で技能実習生として働くベトナム人男性の[REDACTED]（以下[REDACTED]という。）と交際を開始したが、同年12月頃、本邦入国前にベトナムで交際していた別の男性との間にもうけた子を妊娠していることに気付いた。

しかし、被告人は、元交際相手の子を妊娠したことを[REDACTED]に伝えると、同人から別れを切り出されるかもしれないと思ったり、勤務先に相談すると、ベトナムに帰国させられるかもしれないと思ったりするなどし、妊娠したことを周囲に相談することができず、誰にもそのことを明かしていなかった。

被告人は、同年12月頃以降、男性より女性の方が妊娠していることに気付きやすいなどと考え、自宅に帰らずに公訴事実記載の[REDACTED]方に寝泊まりすることが多くなった。

- 2 被告人は、本件犯行の前日である令和6年2月1日も[REDACTED]方に宿泊した。

被告人は、同月2日午前6時56分頃、福岡市博多区内の勤務先に出勤したが、勤務中、腹痛に耐えることができなくなったため、同日午前9時58分頃、勤務先を早退し、[REDACTED]方に帰宅した。

その後、被告人は、同日、[REDACTED]方のトイレにおいて、男児を出産したが、死産であった。

被告人は、同日、誰にも知られずに男児の死体をゴミと一緒に処分しようと考え、[REDACTED]方にあったキッチンばさみでへその緒を切断し、前記死体をビニール袋に入れて、生ゴミ等が捨てられていた[REDACTED]方のゴミ箱内に捨て、さらに、ゴミ箱内をのぞき込んでも前記死体が見えないように、ケーキが入っていた空き箱を前記死体の上に被せた（公訴事実記載の犯行）。

3 [REDACTED]は、同日午後4時過ぎ頃に帰宅し、被告人がリビングの床に横たわっており、被告人の服や床が血で汚れているのを認め、知人らと共に被告人を病院に連れて行った。その後、被告人は、同日午後7時35分頃、[REDACTED]病院に救急搬送され、同所にやってきた技能実習生を支援する組合の職員や警察官に、男児の死体を[REDACTED]方のゴミ箱に捨てた旨申告した。その後、警察官は、[REDACTED]に行き、同月3日午前2時7分頃、ゴミ箱内から男児の死体を発見した。

第3 その他情状等

以上